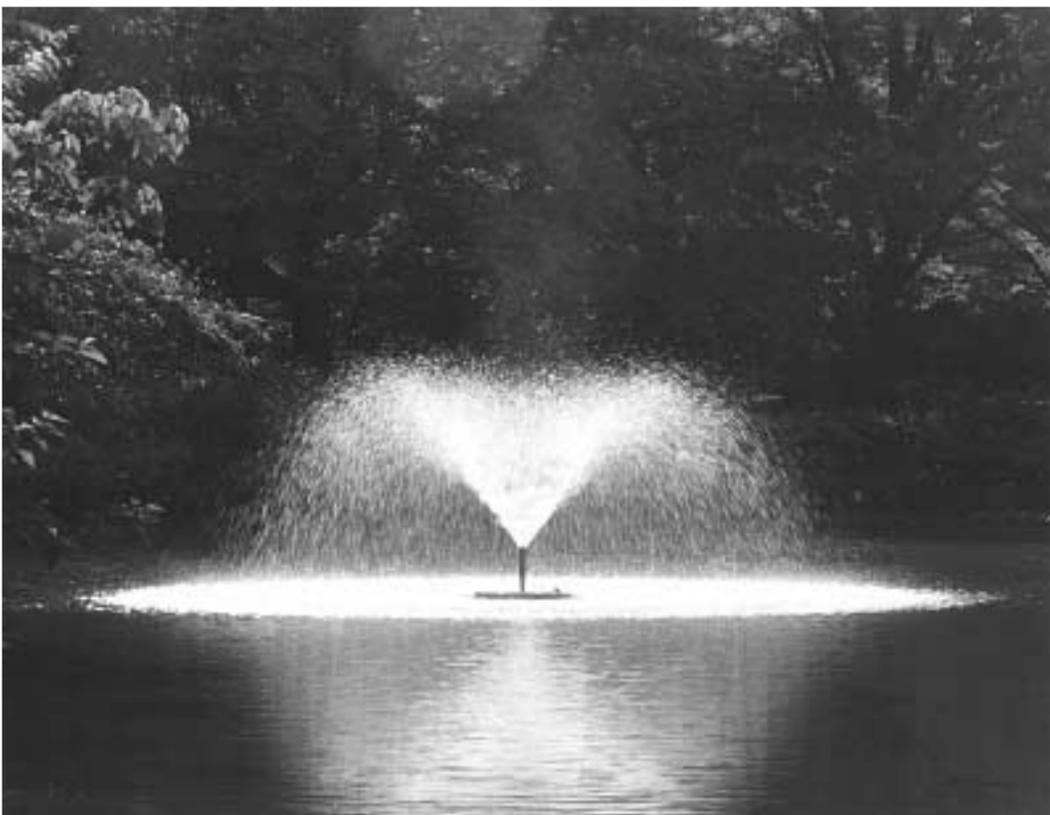


杉並区 21世紀ビジョンが 答申されました



21世紀を目前に控え、これからの区の羅針盤となる「杉並区21世紀ビジョン」が去る8月25日、杉並区21世紀ビジョン審議会(会長・石井威望東京大学名誉教授)から答申されました。審議会は、昨年9月に区長から諮問を受け、区民フォーラムの開催、ビジョン素案の公表などをとおし、区民の皆さんの多様な意見を参考にしながら、一年間ビジョンづくりを進めてきたものです。区長は、答申を尊重し、ビジョンを新しい基本構想として、9月の第三回区議会定例会に提案しました。

区は今後、区議会の議決を経て定められるビジョンの実現に向けて、平成13年度からの行政計画を作成し、区民の皆さんと協力、連携する協働の関係を築きながら個性豊かなまちづくりに取り組んでいきます。問い合わせは企画課へ。

はじめに 杉並区21世紀 ビジョン策定にあたって

時代はいま、大きな転換期にあり、これまでの日本の成長を支えてきた政治、経済、社会や行政の仕組みがいずれも改革を迫られています。

平成12年(2000年)4月、特別区制度改革が実現し、杉並区は基礎的自治体として位置付けられました。また、地方分権改革の第一歩が踏み出され、区の役割と責任が増大したことにより、これからは、自治体、地域の力が試され、個性が競われる時代となります。

杉並区は、これまで二次にわたる基本構想のもとで、みどり豊かな福祉と文化のまちを目標に、各分野でさまざまな努力を重ねてきました。しかし、現実には、みどりの減少や商店街の衰退がすすむとともに、老後の不安や子育てをめぐる不安、教育をめぐる諸問題がある

など、これまでの取り組みが必ずしも実を結んでいるとはいえない状況にあります。区民生活の基盤である安全なまちづくりや地域社会の再生も引き続き大きな課題となっています。

これからは、グローバル化やIT(情報技術)の進展、急速にすすむ少子・高齢化、深刻な地球環境問題や安全の危機などの社会環境の変化に的確に対応しながら、個性豊かで、だれもが安心していきいきと生活できる地域社会をつくりだすことが強く求められています。新しい世紀のはじまりを目前にして、私たちは、改めて「杉並区の個性とは何か」を問い直し、おおむね四半世紀を展望して、これからの望ましい将来像と目標を思い描きながら、新しい基本構想として『杉並区21世紀ビジョン』を定めることにしました。

ビジョンは、区政運営の基本指針であるとともに、区民が主役となるまちづくりと自治の発展をめざす道しるべとも言うべきものです。そこで第一部では、ビジョンの全体像をわかりやすく6つの柱にまとめ、「区民憲章」として宣言することとしました。

私たちは、このビジョンを広く区民の間で共有し、新しい時代の望ましい自治のまちを、区民と行政がパートナーとして創造していく決意です。

第一部

杉並区区民憲章

私たちは、お互いを尊重し、まちの個性を大事にしていきます

私たちは、みんなが遊び、憩える、みどりや川を大切にします

私たちは、共に安らぎ、心豊かに生きる平和のまちをつくります

私たちは、働き、学び、だれもがはつらつと生きるまちをつくります

私たちは、キラッと輝く、未来のすぎなみの星たちを育てます

私たちは、持てる力を出しあい、全員参加のまちをつくっていきます



答申書を受け取る山田区長

第II部

杉並区をめぐるもの

第1章 将来像と目標

私たちのまちの将来像

杉並区の新しい将来像を
区民が創る「みどりの都
市」杉並
とします。

杉並区は、21世紀に、み
どりに象徴される自然豊か
な住環境と、商業・産業・
文化などの都市の持つ活力
が調和して、区民の多様な
くらしに対応できる、個性
と魅力のある都市として発

展していくことをめざしま
す。

みどりの豊かな環境は、
いのちと健康を支える大切
な基盤です。私たちは、み
どりを取り戻し、いきいき
とした生活ができる環境を
整えていくことを重視しま
す。

21世紀は、IT（情報技
術）や環境技術の進展によ
って、みどりのなかで、個
人や住民組織、事業者やN
PO（非営利組織）などが、



世界とつながりながら、地
域を舞台に創意あふれる活
動を繰り広げていくことが
可能な時代です。杉並区に
住み、働き、学び、憩う私
たちには、安心して健やか
にくらし、質の高い都市生
活文化をはぐくみ、絶えず
時代の変化に応じた創造的
な活動をしていく自由と責
任があります。

杉並区は、こうした人と
自然と都市の活力が調和し
た住みよいまちを「みどりの
都市」とし、世代を超え
て男女が共に参画し、区民
と行政が役割と責任を分か
ちあうパートナーシップ
（協働）で創りだしてい
ます。

目標

将来像を実現するため
に、次の四つの目標を掲げ
ます。

1 水辺をよみがえら せみどりのまちを つくる

杉並区は、地域の資源が
織りなす個性をいかし、区
民のくらしと環境が調和し
た、自然豊かな魅力あるま
ちをめざします。

まちは、ひとびとがいき
いきとした生活をおくる人
生の舞台であり、そこに住
むひとびとのまちに対する
誇りと愛着によってつくら
れます。

武蔵野の面影を残すみど
りと水辺、歴史のなかでつ
くられた道や街並みなど、
身近な地域の特徴をまちづ
くりの資源としていかしな
がら、無秩序な開発を防

ぎ、都市のなかの水辺とみ
どりをよみがえらせ、うる
おいのある美しい住環境を
つくりだすことに力を注ぎ
ます。

また、時代の変化に対応
したビジネス、文化などの
都市機能が周辺の環境と調
和しながら充実し、創造的
な活動が営まれる、魅力の
あるまちをつくりま

安全で、快適な都市生活
を営むうえで必要な道路・
河川・公園など都市の基盤
を整備し、災害に強く、だ
れにもやさしい、住みよい
まちづくりをすすめます。
つぎの世代に対する責任
として地球環境に負荷を与
えない省資源・省エネルギー
の循環型社会をつくりま
す。

2 やさしさを忘れず 共に生きるまちを つくる

杉並区は、子どもから高
齢者まですべての人が、安
心して健やかに生活できる
「健康都市」をめざします。

健康なまちは、環境、社
会のルール、まちのにぎわ
いや良好な人間関係などに
よって成り立ちます。生涯
を通じて健康で充実した生
活をおくるために望ましい
環境を整え、ひとびとの健
康を支えるまちづくりをす
めます。

男女が共に助けあい、子
どもを産み育てることに夢
を持ち、子どもたちの元気
な声が響くまちをつくりだ
します。
高齢社会への備えは急務
です。高齢者が経験や技術

をいかし活躍できるまちに
するとともに、介護などが
必要になっても、だれもが
人としての尊厳を保ち、住
みなれた身近な地域のなか
で安心して自立した生活を
おくれるようにしなければ
なりません。

まちや心にある障壁をな
くし（バリアフリー化）、地
域福祉の仕組みの整った、
共に生きるまちをつくりま
す。

3 みどりの産業で元 気の出る都市をつ くる

杉並区は、「みどりの産
業」(環境と共生できる産
業)を育て、さまざまなひ
とびが活躍する活力とに
ぎわいのある都市をめざし
ます。

21世紀は、IT（情報技
術）や環境技術の進展によ
って、住環境を保全しなが
ら新たな産業を興していく
ことが可能な時代です。と
りわけIT（情報技術）によ
る新しい経済の発展は、地
域社会にもさまざまな変革
をもたらすことが予想され
ます。杉並区は、こうした
産業の立地を促し、支援し
ていくことで、若い世代が
新しい知識や情報、感性を
生み育てることのできる活
力あるまちをつくりま

地域の経済の中心にあ
り、ひとびとの生活に彩り
を与える商店街の魅力を高
め、個性的でにぎわいのあ
るまちの核とします。
また、女性や高齢者など
の多様な働き手や社会的貢
献を目的とするNPO（非

営利組織）などの組織が働
きやすく、活躍できるまち
をつくりま

杉並区は、ひとびとが生
涯にわたり学びあい、交流
する、はつらつとしたまち
をめざします。

未来を担う子どもたちが
が、楽しく学び、思いやり
の心とたくましく生きる力
をはぐくむことが重要で
す。そのために、地域に開
かれ、支えられる学校をつ
くりま

また、だれもが、生涯にわ
たつて学びあい、文化・芸術
やスポーツに親しめる環境
を整え、創造的な文化を世
界にも発信できるはつらつ
としたまちをつくりま

第2章 施策の基本指針



の抑制をはかり、安全で
快適な道路環境を整え
る。

④だれもが利用しやすい公
共交通システムを整備
し、南北方向の交通など
交通不便地域の解消をは
かり、区民が社会参加し
やすい環境を整える。

⑤住宅のあり方を都市計
画、福祉、教育など多面
的なまちづくりの視点か
らとらえ、多様なニーズ
に対応した良質の住宅の
供給や住宅ストックの活
用がはかられるよう、行
政は区民、事業者と適切
に役割を分担し、区民、
事業者に対する支援・誘
導をすすめる。

1 くらしと環境が調 和するまち

(1) 良好な住環境と都
市機能が調和したま
ちをつくるために

①住宅地としての良好な環
境を維持・保全すること
もに、生活基盤を整え、
地域特性をふまえた住環
境の改善をすすめる。

②適正な土地利用により、
多様な個性を持つ駅周辺
を中心に、商業・産業・
文化などの都市機能をさ
らに充実させ、魅力ある
都市の心をつくる。

③道路を生活者の視点で見
直し、歩行者や自転車利
用の安全を重視しなが
ら、骨格となる幹線道路
や身近な生活道路の役割
を明確にした道路網を整
備するとともに、生活道
路における自動車交通量

(2) うるおいのある美
しいまちをつくるた
めに

①みどりを未来に引き継ぐ
共有の財産として、区民
全員で大切に守り育てる
ための新しい仕組みをつ
くる。

②公園など公共のみどりを
増やすとともに、住宅地
の緑化をすすめる、みど
りや水辺などの自然をよ
みがえらせ、さまざまな生
き物が生息できる、うる
おいのある環境をつくり
だす。

③地域の歴史や文化に誇り
と愛着を持ち、街並みや
まちのたたずまいを大切
にし、くらしの息吹と文
化が薫る美しい景観をつ
くる。



(3)環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために

①大気汚染や騒音、化学物質などによるさまざまな環境問題に対し、監視や規制などの取り組みをすすめる。

②区民生活や事業活動を環境負荷の少ないものに変え、ごみの発生抑制、資源の再使用・リサイクル、適正処理などについて、区民、事業者、行政が共に考え実践するためのプログラムをつくる。

③すでにある資源をいかしながら、新しい魅力を加え、高める再生・活用型のまちづくりをすすめる。また、雨水や太陽熱風などの自然を取り込

み、水などを循環させるまちづくり、住まいづくりをすすめる。

2 安心して健やかにくらせるまち

(1)健康を支えるまちづくりのために

①災害に備え、防災の基盤となる道路・河川の整備や公園などのオープンスペースの確保、建物の不燃化や耐震化、水害対策などをすすめる。都市の安全性を高める。

②災害発生時の情報の収集・伝達や避難・救援などの応急体制を充実するとともに、被災後の復興に備える体制も整えていく。また、地域団体との連携によって地域の防災力を高めるなど、住宅都市杉並にふさわしい総合的な防災対策をすすめる。

①すべての区民が生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な状態を求め、たとえ病気や障害があっても自らの可能性を發揮し、充実した日々を過ごすことができるよう、一人ひとりの健康づくりを総合的に支援する。

②保健、医療、福祉はもとより、あらゆる分野の施策に健康の視点を取り入れ、さまざまな地域活動と連携しながら、すべての区民の健康にとって望ましい条件を整備する。

(2)子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために

(3)共に生きるまちをつくるために

①安心して子どもを産み育てられるようにするために、子育てについての情報提供、仲間づくりを支援する。また、男女が共に仕事と育児の両立をはかれるよう、保育などの施策の充実や就労環境の改善など、子育てを地域や社会で支える仕組みをつくりだす。

②子どもの権利を尊重し、地域のなかで子どもたちがさまざまな人や自然とふれあい、自主性や社会性、生命を大切に豊かな人間性を身につけることができるようにする。また、のびのびと遊び、行動できる空間を確保するなど、子どものた

③一人ひとりの高齢者がその知識や経験をいかし、生きがいを持って地域貢献できる機会をつくる。また、高齢者ができる限り介護を必要とすることなく、いきいきとした生活を送れるよう予防施策を充実する。

④区民が日ごろから共に助けあい、支えあう仕組みをつくり、災害時や非常時に備えるとともに、犯罪を防ぎ、安心して暮らすことのできる安全で明るい地域社会をつくる。

②区民が身近な地域にかりつけ医等を持ち、必要に応じて適切な専門医療や救急医療を受けられるよう、地域医療のシステム化をはかり、だれもがいつでも安心して医療を受けられる体制づくりをすすめる。

③食品や飲料水の安全確保、感染症の予防などにより、区民の生命や健康を脅かすさまざまな外的要因に備えるとともに、これらによる広範囲な健康の危機について、その発生予防や拡大防止のための仕組みをつくる。

3 活力とにぎわいのあるまち

(1)環境と共生する産業の育成のために

①情報通信、環境、福祉・介護分野や研究開発・知識集約型産業など、まちと調和した新しい産業の創業を促し、育成する。

②多様な組織や個人が知識や情報を共有するとともに、新たな価値を創造し、発信していくことのできる高度情報ネットワークの基盤整備を促進する。



④産業情報の収集・提供を行い、自助努力に基づく事業者の活動や起業・創業を支援する。

(2)商店街の活性化と都市農業の育成のために

①多様化した消費者ニーズに応えられる個性で魅力ある商店・商店街づくりを支援する。

②商店街が地域に密着したきめ細かなサービスを提供できるよう、情報通信技術の活用と商店間での情報のネットワーク化を促進する。

(3)多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために

①男女が対等な立場で、共にいきいきと働ける職場環境づくりを推進する。

②高齢者や障害者が持てる能力を發揮し、生きがい



③子どもたちがが、さまざまな人や自然とふれあい、体験し、生きる力と豊かな心をはぐくみ、個性と創造的な能力を伸ばすことのできる、特色ある学校づくりをすすめる。

④子どもたちが、地域社会の一員としての役割を果

たせるよう、ボランティア教育や環境教育を推進する。また、ジェンダーフリー(社会的・文化的に形成された性差を解消する)教育をすすめる。

③世界的、歴史的な視野を持ち、異なる文化を持つ人間の多様性を認め、相互に交流できる力を育てるとともに、情報ネットワーク社会におけるコミュニケーション能力を養うための情報教育など社会の変化に対応した教育をすすめる。

(2)地域に開かれ、支えられた教育のために

①家庭、地域、学校が相互に連携・協力し、教育環境を整えていくため、保護者や地域のひとびとが学校の運営に参画できる仕組みをつくる。また、学校教育における子どもや保護者の選択の意思を尊重するとともに教育に子どもたちが参画できる機会をつくる。

②子どもが社会生活の基本的なルールを身につけられるよう、家庭の教育力を高めるための学習機会や相談体制の充実に努める。



(3)生涯学習の推進のために

① 区民一人ひとりがそれぞれの年代に合わせて、いつでも、どこでも、だれでも「学習、スポーツ活動が行える環境を整え、学んだ成果が地域活動にいかせる、まちづくりをすすめる。

② IT(情報技術)の進展に対応するため、図書館をはじめとする生涯学習施設における情報化を推進し、区民全体の情報リテラシー(情報活用能力)の育成、向上に努める。

③ 高齢者の生きがいと子ども学びを結びつけ、豊かな心をはぐくむ生涯学習をすすめる。
④ だれもが消費生活において必要な知識・判断力を備え、自立した消費者として行動できるよう、相

(4)地域文化の創造のために

① 区民がすぐれた文化・芸術に親しめる環境を整えるとともに、区民の多様な文化的活動や創造的な芸術活動を支援する。

② 区内の文化・芸術に関する情報を収集・提供するとともに、文化・芸術活動に携わる区民や団体などが交流できる基盤を整備する。

③ 貴重な郷土の伝統文化を保存・継承するとともに、杉並ゆかりの文化人・芸術家の業績を後世に伝えていく。

(5)ふれあいと参加の地域社会をつくるために

① 人と人とのつながりがあ

談機能や情報提供を充実し、学習・啓発活動などを支援する。

り、だれもがくらしやすいまちを築いていくため、そこに住むひとびとの交流をすすめる、地域社会への貢献をめざす自主的な活動を支援する。

② 町会などの地縁的な組織に加えて、環境・教育・福祉などさまざまな課題に取り組むNPO(非営利組織)やボランティアなどのグループが交流し、触発し、互いに結びつくことにより、地域の活性化をはかる。また、

そうした自主的な活動が行いやすい環境を整え、支援する総合的な方策と仕組みをつくる。

③ 国内外の都市、地域との交流を通じて、さまざまな文化や自然にふれる機会をつくり、区民の国際理解と友好の輪を広げ、ひとびとの平和で豊かな心をはぐくむ。

第3章 21世紀ビジョンの実現に向けて

責任を分かち協働する自治のまちをつくる

区民、事業者など地域を構成するひとびとと行政が、ビジョンを共有するとともに、それぞれの役割を果たし、共に責任を担い、このビジョンの実現をめざします。

区民の役割

区民には、自治の担い手として区政に参画する権利とともに、地域の身近な問題を自らのこととして考え、お互いに力をあわせて解決していく役割と責任があります。

事業者の役割

企業、法人など事業者の活動は社会や経済を支えています。また、まちにさまざまな影響を与えます。事業者には、地域を構成する一員としての役割と責任があり、社会に対する貢献が期待されます。

行政の役割

行政は区民生活の安全と福祉の向上のためにその役割と責任を果たさなければなりません。区民、事業者と連携・協力しつつ最少の経費で最大の効果を生み出す責務を負っています。行政は、区民、事業者と連携・協力する協働の関係を築くなど以下の取り組みを行います。

1 区民と行政の協働

区政とまちづくりに区民が主体的に参画しやすい環境をつくる。そのため、区の政策形成から実施、評価にいたるさまざまな過程に区民が参画する仕組みと、まちづくりについて、区民が個別の利害を超えて合意を形成していくための柔軟な仕組みを整えていく。

区政やまちづくりに関する情報を公開、提供し、区民の参画、協働によるまちづくりに役立てる。区民や地域団体などが自主的な活動を行いやすい環境を整える。

2 創造的で開かれた自治体経営

行政は、社会経済状況に的確に対応し、限られた資源を効果的に配分する、総合的・計画的な行政運営を行う。情報の公開と適正な行政手続などにより透明度の高い区政運営を行い、区民の知る権利の保障と説明責任を果たす。

行政サービスの向上、区政情報の共有のため、IT(情報技術)を活用して行政の情報化を推進し、個人情報保護と情報格差の解消などに配慮しつつ、区民と行政との間の双方向コミュニケーションの仕組みを整備する。地域の諸問題を、区民が自らの問題として考え、解決に向け合意形成を図

ることのできる地域社会づくりを支援するとともに、地域の実情に即した多様な施策を展開する。施策の確かな選択、事業の効率化に努めるとともに、執行体制を改革するなど行政運営のたゆまぬ改革をすすめる。職員の政策形成能力と専門性を高めるとともに、区民と協働して施策を推進できる高い資質を持つ意欲的な職員を育成する。

3 自治権の拡充と広域的な連携、協力

区民に最も身近な基礎的自治体として一層の自治権の拡充に取り組み、財政自主権の確立したより自立した自治体(注)をめざす。

区を超えた取り組みが必要な諸問題の解決のために、近隣自治体などに対し、広域的な連携を働きかけ、相互に協力していく。民間企業、事業者に対しても必要な協力を要請するとともに、国や都に対しても対等の立場で区の自主性を主張し、連携する。

杉並区のような特別区は、大都市としての一体性を維持することを目的に設けられた東京23区だけにみられる制度です。過去何回か制度改革が行われ、特に平成12年4月の地方自治法の改正によって、はじめ区市と同様の「基礎的な地方公共団体」と位置付けられましたが、市と比べ、なお違いがあり、自治権が制約

されています。

例えば、市が行うものとされている消防・上下水道などの仕事は、都が行っています。また、財政の面でも、市税に相当する三税(住民税法人分、固定資産税、特別土地保有税)を都が課税し、都と区の仕事の

分担や特別区間の税収の偏りを調整する特例的な財政調整制度が設けられています。今後は、特別区制度を含む地方自治制度のいっそうの改革を求め、より自立した自治体をめざしていくことが必要です。

素案との主な変更点

審議会は、8月1日の広報紙でビジョンの素案を公表しました。これに対し、三九件の意見が寄せられました。審議会では、これらを検討し、素案に一部修正を加え、答申をまとめました。主な変更点は、以下のとおりです。

第1部 杉並区区民憲章

「私たちは、どこにも負けない、まちの個性を大事にしていきます」(二番目)を「私たちは、お互いを尊重し、まちの個性を大事にしていきます」に変えて一審目とした。
「私たちは、キラッと輝く、明日のすぎなみの星たちを育てます」(五番目)を「私たちは、キラッと輝く、未来のすぎなみの星たちを育てます」とした。

第2部 第2章 施策の基本方針

1 (3)環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために
・「大気汚染や騒音、化学物質などによるさまざまな環境問題に対し、監視や規制などの取り組みをすすめる。」を追加した。
4 (2)地域に開かれ、支え

られた教育のために
・「子どもや保護者の選択の幅を拡大するとともに、子どもや保護者の選択の意思を尊重するとともに」とした。
・「学校を(略)拠点として活用し」を「学校を(略)拠点として活用する」とともに、情報の公開を通じて」とした。
4 (3)生涯学習の推進のために
・「IT(情報技術)の進展に対応するため、図書館をはじめとする生涯学習施設における情報化を推進し、区民全体の情報リテラシー(情報活用能力)の育成、向上に努める。」を追加した。
第3章 実現に向けて
2 創造的で開かれた自治体経営
・4番目の「地域の諸問題を、区民が自らの問題として考え、解決に向け合意形成を図ることのできる地域社会づくりを支援するとともに、地域の実情に即した多様な施策を展開する」とした。
3 自治権の拡充と広域的な連携、協力
・1番目の「完全な自治体」を「自立した自治体」とし、注釈を加えた。